

国民国家形成期メキシコにおける クリステーロス戦争の位置付け

山本 悦子

1

2000年のメキシコ大統領選挙において、PAN(Partido Acción Nacional: 国民行動党)のビセンテ・フォックスが選出され、さらに総選挙においても、下院で同党が500議席中208議席を占め¹、71年におよぶPRI(Partido Revolucionario Institucional: 制度的革命党)の一党支配体制は終焉を迎えた。また、フォックスは歴代の大統領の中で初めて就任式直前にメキシコの守護聖人グアダルーペの聖母が祭られているバシリカ(聖堂)を訪れてミサに参列し、大司教から祝福を受けた。これは、メキシコ革命以降特に距離を置いてきた政府とカトリック教会(以下教会)の関係が、新しい時代を迎えた瞬間であった。PRIの敗北の要因としては、グローバル化に伴う構造改革によって、主な支持基盤であった労働者や農民が離れていったことも重要であるが、1992-1993年の憲法改正によって政治的発言力を強めてきた、この教会の影響力も無視できない。近年求心力が弱まりつつあったPRIは、憲法を改正し教会に「法的人格」という恩恵を与えることで、「信心深い信者」という党への新たな支持者を獲得しようとした。しかし、PANはその結党以来ずっと教会と親密な関係を保ってきており、今回の選挙でも教会側がPAN支持にまわったために、PRIは自らの首を結果的に締めることになってしまった。

しかしながら、他のラテンアメリカ諸国が軍政を経験する中、メキシコが文民政権を維持することが出来たのも、実は政府と教会との関係故である。1917年の革命憲法²には、非常に厳格な反宗教条項が盛り込まれており、その憲法に反発する教会と政府の関係は、当時かなり緊迫の度合いを深めていた。それが頂点に達したのが、1926年教会によるすべての宗教儀式停止に端を発したクリステーロス³戦争である。クリステーロスたちは自らの宗教的自由を守るため、憲法改正を目指して約3年もの間戦ったが、最終的に教会側の高位聖職者と政府間の「合意」⁴によって、その目的が果たされないまま戦争は終結した。教会が革命憲法を認め、それを遵守することを約束したこの「合意」によって、政府は合法的正当性を確立し、教会の国家への従属を勝ち取った。またこれを機に、PRI一党に様々な利益集団を

統合し、権威主義体制を確立していったのである。政治学者フアン・リンスによれば、権威主義体制とは、「近代化過程、特に世俗化と教育改革過程と、ある特定の社会グループの活動を半ば強制的に制限することを通じて成立」と規定され、「西欧先進国のような立憲民主主義体制成立の前段階として表れる」⁵とされる。メキシコの場合、独立以降常に政府にとっての「近代化」とは、如何に教会の影響力を殺いで絶対的政治権力を確立するか、の一点に集約されてきた。つまり、リンスの指摘する特定のグループとは、即ち教会を指している、と考えられるであろう。したがって、従来は一般的に「一部地域における土地をめぐる農民反乱」として捉えられてきたクリステロス戦争は、その背景に政府と教会との政策をめぐる対立があったことから、このように国家の方向性を決定付けるような重要なターニングポイントとみなすことができるのではないか。本稿は、農地改革と関連づけて論じられることの多かったクリステロス戦争を、その政治的・社会的影響を考察することで、国民国家形成期メキシコにおけるこの戦争の位置付けを再評価することを目指すものである。

2

1810年の独立戦争以降、メキシコにおける国家形成のプロセスは、常に政府と教会が対立する状況下にあった。政府にとって、莫大な富を掌握し⁶、さらに政治的・社会的に強い影響力を持つ教会の力を弱め、世俗化を進めることこそ近代化の道であり、それは政教分離政策によって徐々に達成されていった。

一方、教会はポルフィリオ・ディアス独裁期（1877 - 1911年）の「妥協の政治」によって、再び社会的影響力を回復しつつあった。特に、農村部における読み書き教育と、都市における信者による労働組合の組織化は、教会にとって新たな活動の場となった。さらには、1911年のPCN（Partido Católico Nacional: 全国カトリック党）⁷結党を教会が支持し、政治的影響力の回復をも図ったことは、メキシコ革命指導者たちに危機感を抱かせ、教会に対して非常に厳格な1917年の革命憲法制定へと帰結させることとなった。

その1917年の憲法において、「教育の自由。ただし非宗教的なもの限り、宗教団体の初等教育への関与を禁止（第3条）」「信教の自由ならびに宗教活動を行う際の規定（第24条）」「すべての教会財産の国有化（第27条）」「聖職者の市民権の喪失（第37条）」「民法上の婚姻、宗教団体による結社の禁止などその他宗教活動に関する規定（第130条）」など、政府は宗教団体の活動に対する禁止事項を細かく規定し、その社会的・政治的活動を制限することで、特に教会への締め付けを強め、その政治社会的影響力の排除を狙っていた。革命政府成立当初は、内部での権力闘争もあって、これらの反宗教条項適用はなかなか徹底されなかった。しかし、オブレゴン⁸政権期後半の1923年頃から、政府は対教会姿勢を鮮明にしてきた。中

中央政府の厳格な対応を受けて、地方では教会への襲撃が頻発し、さらに州内の聖職者数を制限したり、憲法で活動が禁止されている外国人聖職者の追放などの動きが出てきた。⁹このような政府の方針に対し、教会と信者たちは危機感を募らせていったが、中でも1925年に起こった「メキシコ分離独立教会」設立の動き¹⁰は衝撃をもって受け止められた。特に、この計画の中心にいたメンバーが政府と非常に密接な関係がある CROM (Confederación Regional Obrera Mexicana: メキシコ労働者地域連合)の組合員であり、さらにその幹部が先頭だっただけでこの動きを支持していたことから、信者たちの政府への不信感はさらに高まった。そこで都市の若手知識人たちを中心に LNDLR (Liga Nacional Defensora de la Libertad Religiosa: 宗教的自由防衛国民同盟)を結成し、憲法改正要求を含めた信者の権利を守る活動を進めていった。

一方政府側も、1926年初頭に全国紙『El Universal』にメキシコ市大司教による憲法批判の記事が掲載されたことで、さらに態度を硬化させ、宗教活動への制約を強めていった。1926年6月には、聖職者の数を住民6000人あたり1人と決定した。これは、住民約3000人に1人の聖職者がいる中東部地区、約2000人に1人の割合の中西部地区には特に影響が大きく¹¹、反発も強かった。政府はまた、7月2日に刑法を改正し、宗教関連条項違反の場合の罰則規定を厳密に定めるとともに、内務省への聖職者登録を義務化して、国家による教会管理の姿勢を明確にした。このいわゆる「カジェス法」の制定によって、教会の政府に対する不満は頂点に達した。司教団は宗教儀式停止をちらつかせて法令の改正を要求したが、政府がこれを無視したため、7月31日カジェス法発効と同時に、教会はすべての宗教儀式を停止した。

当初教会側は信者たちも司教たちも、話し合いで解決できる道を模索していた。LNDLRは政府へ圧力をかけるために経済ボイコットを計画し、一部地域ではある程度の成果を収めたが、一般的にこの活動の支持者たちは貧しく、購買力があまりなかったため、限定的なものであった。また司教たちも大統領カジェス¹²と会談して、事態打開を図ったものの決裂し、「もうあなたたちには議会か闘いかの道しか残っていない (no les queda más remedio que las Cámaras o las armas)」と宣言された。¹³これを受けて教会は、国会へ憲法およびカジェス法の改正を申請し、LNDLRは3日間で200万人の署名を集めて提出したが、「憲法によって法的人格が認められていない教会には法律改正を要求する権利はない」として否決された。¹⁴もともと教会側には armas (武装闘争)の道しか残っていなかったのである。

宗教儀式が停止されてすぐに、メキシコ中西部の一部地域では単発的な武装蜂起は起こっていた。しかし、各グループが連帯することはなく、いずれも小規模なものであったために、政府によって鎮圧されてしまった。一方、国会で憲法改正要求が否決され、話し合いで解決することがほとんど不可能な状況がはっきりしてくると、LNDLRは一斉武装蜂起を計画する

ようになる。教会側はこれを決して承認することはなかったが、しかし明確に反対もしなかったために、「暗黙の了解が得られた」と解釈され、計画は進められた。

1927年1月にハリスコ、サカテカス、グアナファトやミチョアカンなど中西部の州を中心に約9000人が武装蜂起した。本格的にクリステロス戦争に突入したのである。しかし、貧しい農民が中心のクリステロス軍は、資金不足のためにほとんど武器はない状態であったため、戦闘は大半が小競り合いのレベルであった。また、当初はLNDLRのメンバーが戦闘を指揮していたが、そのほとんどが都市の若手知識人で戦闘経験がなく、また農民出身のクリステロスたちとの意識の違いもあって、次第に宣伝や資金の調達が主な活動になっていった。しかし、かねてより資金援助を要請していた米国カトリック教会の協力は得られず、クリステロスたちは土地鑑を利用してゲリラ戦を行い、自力で武器を調達して、次第にその勢力を拡大していった。1927年末時点では、戦闘地域は18州に拡大し、約25000人が参戦、うち18000人が完全武装していた。1928年に職業軍人エリートであったゴロスティエタが総司令官として加わると、クリステロスたちはシステマティックに戦闘を行うようになり、大部分が急場のぎで雇用された兵士や強制的に動員されたアグラリスタ¹⁵で構成された政府軍を脅かすようになった。1929年には約45000人にまでクリステロスたちは膨れ上がったが、恒常的な物資の不足のために、決して絶対的な優位に立つことはなかった。

しかしながら、1928年のオブレゴン暗殺を機に政府側も歩み寄りを見せ始めた。軍部の中で内紛が起こり、反カジェス派がクリステロスたちと結託する動きが出てきたため、一部の州では独自にクリステロスたちとの和解を選択した。また、中央政府も大統領選挙をにらみ、交渉の席に再びついたため、事態は一気に解決に向かう。こうして司教たちと暫定大統領ポルテス＝ヒルとの間で「合意」が口約束で交わされ、1929年6月22日に新聞に掲載されたことで、クリステロス戦争は終結を迎えることとなったのである。

3

結果的にクリステロス戦争は政府と教会が直接対決する形になり、その終結も両者間の話し合いでのみ決められた。しかしながら、教会側は決して一枚岩ではなかった。むしろ教会、LNDLRの目的とクリステロスたちとの目的は違っていたといえるであろう。クリステロスたちは純粋に自らの宗教的自由を要求していた。彼らにとって、カトリックの教えは文化や伝統、日常生活の面でも切り離すことが出来ないものであった。その不可欠な教えの実践が、憲法で信教の自由が保障されているにもかかわらず、なぜ制約されるのか。屋外での宗教活動が禁止されたことで、祭祀を

行うことが不可能となり、さらには聖職者の数も減らされて、秘蹟を受けることもままならず、このままでは死んでいくことも出来ない。メキシコ革命によって荒廃した状況下における唯一の慰めであった彼らの宗教を取り戻すことが、クリステーションたちの目的であった。また、直接戦争に加わらなくても多くの信者たち、特に都市の女性たちが財政的にクリステーションたちを支え続けたのも、同様の目的意識を持っていたために他ならない。

しかし「宗教的自由」を名前に冠した LNDLR の目的はむしろもっと社会的・政治的なものであった。弁護士や技術者、カトリック系学校の学生などの都市の知識人たちにとって、農村での宗教実践の実態がどのようなものであるのか、それを想像することは困難であった。人口が密集している都市にあっては、たとえ聖職者の数が住民 6000 人に 1 人に制限されたとしても、少なくともミサを受けることは可能であった。それよりも、彼らの関心は 20 世紀初頭からの活動、すなわち教育とカトリック信者による労働組合を通しての伝道を継承し、さらにはそれらの活動を通して自らの社会的・政治的な影響力を高めることであった。PCN の活動によって、教会の影響力を目の当たりにした彼らは、自らも同様に政治の世界に入ることを意図した。そのためには特に、宗教団体による教育への関与を禁止した憲法第 3 条と宗教団体による結社の禁止を定めた第 130 条の改正が必要であった。LNDLR は信者のためというよりはむしろ、自らの必要性のために戦争を計画したのである。結局この意識の乖離が、クリステーションたちとの関係を破綻させることになったのである。

教会側、特に高位聖職者たちにとっても、メキシコの「カトリック性」を維持するという点で、教育と労働組合の問題は重要であった。19 世紀以来政府が実践してきた政教分離政策を受けて、教会は自らの社会的・政治的権威回復はほとんど意図していなかった。しかしながら、その精神的権威たる立場を放棄するつもりは全くなかった。1873 年の法令によって、「教会と政府は互いに独立」したものと定義されており、¹⁶ 教会はこれを「相互に対等の立場」として認識していた。メキシコ国内の政治問題を扱うのは政府であっても、国家が国内における絶対権力であり、教会をも優越する存在としては認めていなかったのである。したがって、教会は 1917 年憲法を容認するわけにはいかず、あくまで伝統に基づく自らの正当性を主張し、憲法改正を求めた。この点で、教会が憂慮していたものは信者の宗教的自由ではなく、むしろ組織としての教会の国内における立場ということが出来る。この意識の違いは、クリステーション戦争が長期化するにつれて広がっていった。1927 年の LNDLR によるオブレゴン暗殺未遂事件の責任を問われ、高位聖職者たちは潜伏していた 2 名を除いて全て国外追放となっていた。また、下位聖職者たちも教区を放棄し、都市へ避難したため、地方の実情を把握できなくなっていた。このような状態にあっても、聖職者たちは信者たちの信仰心を心配することはなかったが、長期間教区を不在

にすることで教会に対する忠誠心が薄れることに、強い懸念を抱いていた。この問題意識の違いが、政府との交渉を急がせることとなったのである。

一方、政府にとって教会は国家と対等の立場ではなかった。国家こそが強制力を持つ唯一絶対の権力であり、権威の分割などありえなかった。国民国家としての大原則に則って、教会は国家に従わなくてはならず、またその国家が定めた憲法は正当なものであって、それに異を唱えることなど許されるものではなかった。ヨーロッパ各国の近代化に倣い、国民国家を形成していく中で考えられたナショナル・アイデンティティには、決してカトリックが含まれることはなかった。カトリックの影響力を社会的・政治的に排除し、メキシコ革命の旗の下にメキシコ国民を統一することこそ、革命政府にとって最大の命題であった。メキシコ革命のイデオロギーは世俗教育を通して教えられ、また革命に繋がるものはCROMに代表される労働組合であり、アグラリスタを中心とした農民たちであった。この政府の方針に真っ向から対立する教会側の要求を呑むことは出来ず、また教会側の主張は宗教的なものではなく、全く政治的なものとして政府には認識された。したがって、決して自らに属しているもの（教会）の要求どおりに憲法改正を容認するわけにはいかなかったのである。

「合意」において、全く法令の改正を行わず、また国家の教会への優位性を認めさせたことで、政府は教会を服従させた。司教たちは、法令改正の可能性が示されたことで納得したが、信者たちにとって「合意」は教会側が一方的に政府に譲歩したことによってもたらされたもので、教会の国家への従属と受け取られた。また、自分たちの主張が一切考慮されなかったことで、クリステロス戦争以降、信者たちの教会離れが加速した。こうして計らずも制度面でも、実践面においても教会の影響力は弱まり、政教分離が進んで、国民国家確立の足掛りとなったのである。

4

メキシコにおける政治の混乱は、すべて政教分離の概念を含む国民国家形成プロセスで起こっているものである。ヨーロッパでは国民国家の形成は17世紀以降緩やかに達成されたものであったが、メキシコではそれが独立と同時に重要な課題として押し掛かってきた。植民地時代から連綿と地縁・血縁を通して信者たちと繋がってきた教会に対し、新しい自由主義者政府はあまりにも脆弱であった。国民は「カトリック教徒」としての一体感を持ってはいても、「メキシコ国民」として統一されていなかった。19世紀中の度重なる対外戦争を経て、20世紀に入り「メキシコ人」としての意識が生れてもなお、「メキシコ人＝カトリック」という図式は変わることがなかった。それを表す最も良い例が片面にサボテンに鷲、反対側にグアダルupesの聖母を配したクリステロス軍の旗であろう。近代化を目指す政府にとって政教分離は不可欠であり、ナショナル・アイデンティティに宗

教が含まれることは決して容認出来なかった。さらに、教会の在り方も、ナショナル (nacional) なものではなく、外部権力 (パチカン) を頂点とするトランスナショナル (transnacional) なものであり、「メキシコ」という国家の枠組みに収まらないものであった。また、教会が主張するように、国民国家の中で国家と対等の権力を持つ組織の存在などありえなかった。政府はあくまでも教会を国家に従属させることを目指したのである。

1929 年の「合意」は、この政府と教会の対立に終止符が打たれるきっかけとなったものであった。教会は法令の正当性を認め、政府を公的に承認したことで、結果的に国家へ従属する存在となった。一方、政府も労働組合を通じて、国民の支持を PNR (Partido Nacional Revolucionario: 国民行動党。のちの PRI) に集中させて、一党支配体制を確立しようとした。こうして権威主義体制が成立していったのである。

革命以降、政府はまさに世俗化と教育改革を通じて、「メキシコ国民」のアイデンティティを「メキシコ革命」へと集約することに成功した。また、「合意」以降教会が制限された範囲内での活動に甘んじ、政府との明確な対立姿勢を示さなかったことで、両者間の消極的な協力関係が生まれ、独立以来初めて国内統一が達成・維持され、近代化を促進することが出来たのである。こうして他のラテンアメリカ諸国と比べ、国家の長期安定が得られたことが、メキシコが軍事政権を経験せずに済んだ大きな要因であろう。また、先の選挙で平和裡に政権交代が行なわれ、権威主義体制の終焉を迎えたことは、前述のリンズによる説を一部裏付けている。

本稿で見てきたように、この権威主義体制成立の足掛かりとなった教会の弱体化は、クリステロス戦争がきっかけとなっている。この戦争を契機として、メキシコ国内での政府と教会の立場が確定しており、国の体制を決定付けるにあたり、大きな影響を与えている。また、この戦争を境に、政府は国民国家形成の際に重要な政教分離政策を本格的に実践し、「メキシコ人」としての意識形成の面でも新たな局面を迎えることとなった。クリステロス戦争において戦場となった地域は一部かもしれないが、それがもたらした結果は、国家の大勢を決める面でも無視できないものであったと言えるであろう。

注

- 1 PRI の議席は 209 議席である。また同時に行われた上院選挙では、PRI が 128 議席中 60 議席を獲得、PAN を中心とした「変化のための連合 (Alianza por el Cambio)」が 51 議席を占め、上院でも両党の勢力は拮抗している。Reforma、2000 年 7 月 8 日、7 月 10 日。
- 2 1910 年から始まったメキシコ革命後に制定された憲法。厳格な政教分離を定めるとともに、ストライキ権を認めるなど労働者の権利をいち早く保障した。

- 3 Cristeros : 戦闘的なキリスト教徒の意。常に「Viva Cristo Rey (我等が王キリスト万歳) !」と叫んで戦ったためこう呼ばれた。
- 4 通常「合意」と呼ばれるが、正式な合意文書ではなく、あくまでも「合意した」という形で新聞に発表されたものである。「憲法は教会を政府下に置くと規定しているわけではない」「教会が教育に携わることを禁止しているが、それは宗教的な教えを教えるてはならないということではない」「憲法改正を要求する権利を教会は持つ」の3点を宣言した。 *El Universal*, 1929年6月22日。
- 5 全体主義体制と権威主義体制との違いは、前者がマス・メディアを活用してイデオロギーによる教化を行い、体制への忠誠を強制するのに対し、後者はイデオロギーによる動員が不完全にしか機能しない点にある。詳細については Linz, pp.159-161 参照のこと。
- 6 後にアメリカに割譲された部分も含んだ当時のメキシコ領土における割合で、約4分の1から5分の1の領土を保有していた、と考えられる。動産も含んだ資産では、はっきりしたことはわからないが、恐らくメキシコにおける全資産の約3分の1ほどを所有していたものと考えられている。 Bazant, p.293.
- 7 PCN は党员約49万人を数え、1911年の総選挙で77議席を獲得したものの、「選挙違反」があったとして75議席が剥奪された。なお中央だけでなく地方選挙でも、特にメキシコ中西部地域では議会の過半数を占めて、圧倒的な強さを見せた。 Adame Goddard, p.176.
- 8 Álvaro Obregón : メキシコ革命動乱期の軍事指導者、大統領(1920 - 1924年)。特に労働者階級からの支持を集めた。憲法の再選禁止条項を拡大解釈し、1928年の大統領選挙で再選されたが、7月狂信的なカトリック信者に暗殺された。
- 9 特にハリスコ州とタバスコ州知事の反教会政策は厳しく、タバスコ州においては、州全体で1人の聖職者しか認められなかった。 Meyer (1977), p.222.
- 10 1925年2月メキシコ市ラ・ソレダー教会を武装占拠し、バチカンから独立した「メキシコ独立カトリック教会」設立を宣言した事件。
- 11 多少古いデータではあるが、1900年時点での統計。後にクリステテス戦争の中心地であった各州は、ハリスコ州で聖職者1人あたり1861人、ミチョアカン州で2509人、グアナフアト州で2688人といずれも全国平均の3476人に比べて高い比率となっている。詳細は Purnell, p.95 を参照のこと。おそらく1926年時点での比率もほとんど変化はなかったものと考えても良いであろう。
- 12 Plutarco Elías Calles : メキシコの政治家、大統領(1924 - 1928年)。オブレゴン政権での閣僚であった当時より、CROM と密接な関係を持つ。国民革命党(PNR)を結党し、それをもとに「革命の最高統領(Maximato)」として実権を握ったが、1936年カルデナス大統領と対立し、亡命した。
- 13 当時のインタビューの記録 (*Plutarco Elías Calles*, pp.172-193) には、この大統領の言葉は記録されていない。しかし、Olivera Sedano, p.152 や Meyer(1994-tomo II), p.296 にはインタビュー終了後に大統領が同発言をしたとの証言がある、とされている。
- 14 Meyer(1994-tomo II), p.297 に下院での票決が160対1で否決された、と記録

されているが、当時の新聞 *El Universal* の 1926 年 9 月 24 日の記事には「170 人出席の中、票決が行われ、司教たちの要求は否決された」とだけあり、結果の記載はない。

- 15 Agrarista：農地改革によって一定の範囲の土地の利用権を国から与えられた農民の集団を指す。ただし、後のカルデナス大統領時代のエヒダタリオ（ejidatario）との違いは、耕作を共同で行うのを前提とした後者に対し、前者は家族単位で個別に耕作していた点にある。
- 16 1859 - 1863 年の間に出された大統領令で、主に教会の特権とされてきた事項の改革を目指すものを「レフォルマ諸法」と呼ぶ。教会財産の国有化、民法上の婚姻、戸籍および戸籍上の身分規定、埋葬規定、祝祭日規定（1859 年）、信教の自由（1860 年）、病院などの世俗化（1861 年）、修道会の全メキシコ領土内からの追放（1863 年）などを定めている。そのうち民法上の婚姻と宗教団体による不動産および資産所有の禁止を 1857 年憲法に追加する条例の第 1 条に定義されている。

引用文献

- Adame Goddard, Jorge. *El pensamiento político y social de los católicos mexicanos, 1867-1914*. México: UNAM, 1981.
- Ampudia, Ricardo. *La Iglesia de Roma. Escritura y pensamiento en México*. México: Fondo de cultura económica, 1998.
- Bazant, Jan. *Los bienes de la Iglesia en México(1856-1875): aspectos económicos y sociales de la Revolución liberal*. México: El Colegio de México, 1977, 2ª edición.
- Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos de 1917*. México: El Partido Revolucionario Institucional-Comité Ejecutivo Nacional, 1981.
- Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos*. México: Trillas, 2000, 15ª edición.
- Delegado Arroyo, David Alejandro. *Hacia la modernización de las relaciones Iglesia-Estado—Génesis de la administración pública de los asuntos religiosos*. México: Editorial Porrúa, 1997.
- Linz, Juan José. *Totalitarian and Authoritarian Regimes*. USA: Lynne Rienner Publishers, 2000.
- Margadant, Guillermo F. *La Iglesia ante el derecho mexicano, esbozo histórico-jurídico*. México: Miguel Ángel Porrúa, 1991.
- Meyer, Jean. *La cristiada*. 3 tomos. México: Siglo XXI, (tomo I) 1994, 14ª edición, (tomo II) 1994, 13ª edición, (tomo III) 1995, 12ª edición.
- . *Historia de la Revolución Mexicana, período 1924-1928. Estado y sociedad con Calles*. México: El Colegio de México, 1977.
- Olivera Sedano, Alicia. *Aspectos del conflicto religioso de 1926 a 1929. Sus antecedentes y consecuencias*, México, Instituto Nacional de Antropología e

Historia, 1966.

Plutarco Elías Calles. Correspondencia personal (1919-1945). México: Gobierno del estado de Sonora-Fondo de cultura económica, 1991.

Purnell, Jennie. *Popular Movement and State Formation en Revolutionary Mexico. The Agraristas and Cristeros of Michoacán.* USA: Duke University Press, 1999.

Reforma. México.

El Universal. México.